

資料 31 緑化重点地区（長嶺地区） 緑被率及び緑視率調査

緑化重点地区の地域拠点（長嶺地区）区域と、平成 30 年度（2018 年度）に行った緑被率調査の結果と、令和 2 年度（2020 年度）に行った緑視率調査の調査位置と方向を示します。



資料：熊本市航空写真【平成 29 年度】、熊本市立地適正化計画【平成 28 年度】



緑視率調査（長嶺①）



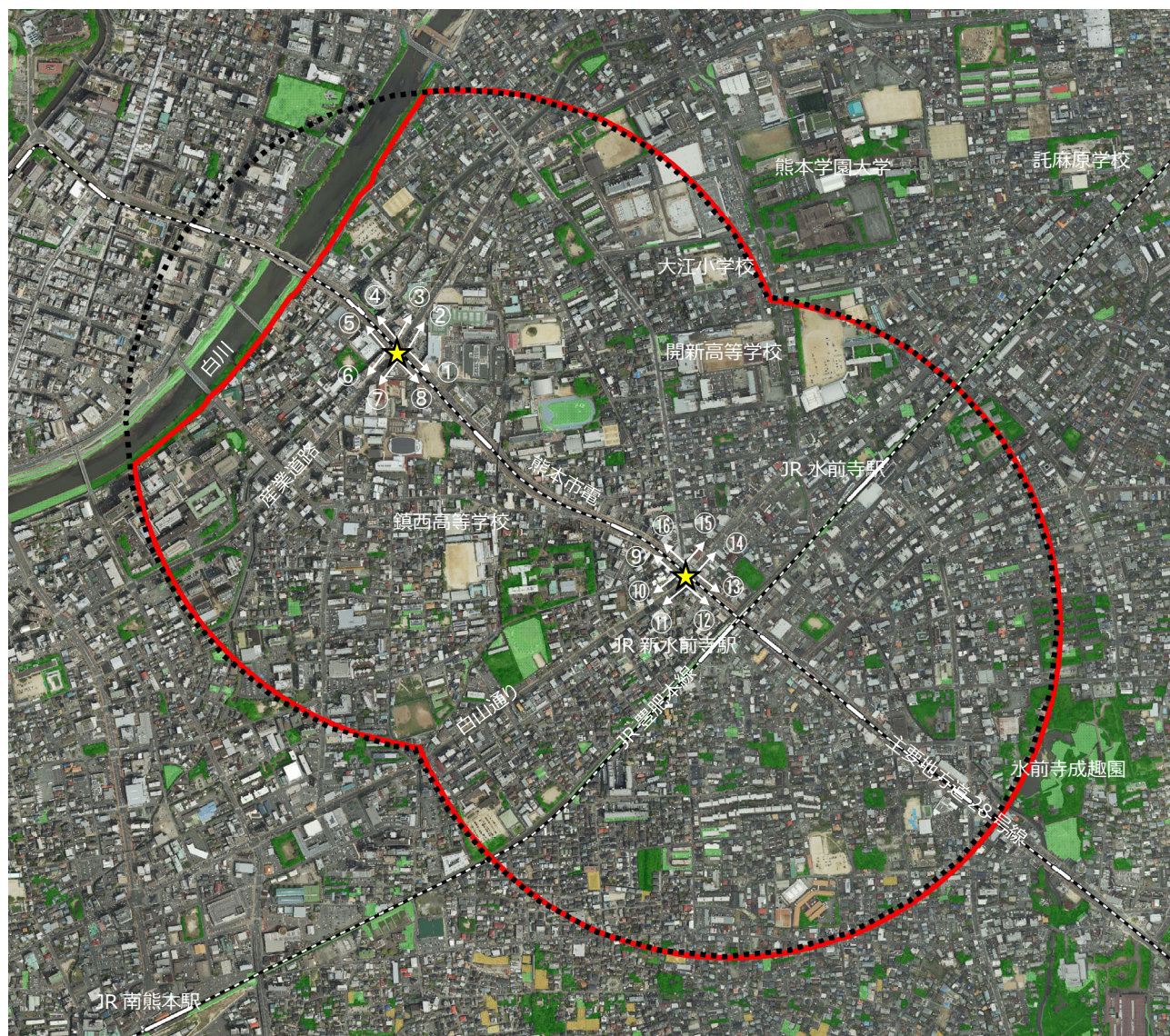
緑視率調査（長嶺③）

凡例

- 地域拠点区域
- 都市機能誘導区域
- H30 緑被率調査
 - A: 人工林・自然林・竹林
 - B: 果樹園・野草地
 - C: 水田・畑
 - D: 裸地・水域
- R2 緑視率調査
 - ★ 緑視率調査箇所

資料 32 緑化重点地区（水前寺・九品寺地区） 緑被率及び緑視率調査

緑化重点地区の地域拠点（水前寺・九品寺地区）区域と、平成 30 年度（2018 年度）に行った緑被率調査の結果と、令和 2 年度（2020 年度）に行った緑視率調査の調査位置と方向を示します。



資料：熊本市航空写真【平成 29 年度】、熊本市立地適正化計画【平成 28 年度】



緑視率調査（水前寺・九品寺⑥）



緑視率調査（水前寺・九品寺⑨）

凡例

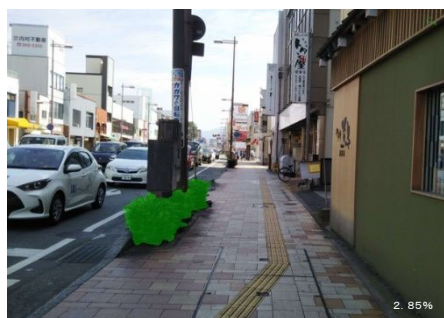
- 地域拠点区域
- 都市機能誘導区域
- H30 緑被率調査
 - A: 人工林・自然林・竹林
 - B: 果樹園・野草地
 - C: 水田・畑
 - D: 裸地・水域
- R2 緑視率調査
 - ★ 緑視率調査箇所

資料 33 緑化重点地区（健軍地区） 緑被率及び緑視率調査

緑化重点地区の地域拠点（健軍地区）区域と、平成 30 年度（2018 年度）に行った緑被率調査の結果と、令和 2 年度（2020 年度）に行った緑視率調査の調査位置と方向を示します。



資料：熊本市航空写真【平成 29 年度】、熊本市立地適正化計画【平成 28 年度】



緑視率調査（健軍①）



緑視率調査（健軍⑤）

凡例

- 地域拠点区域
- 都市機能誘導区域
- H30 緑被率調査
 -  A: 人工林・自然林・竹林
 -  B: 果樹園・野草地
 -  C: 水田・畑
 -  D: 裸地・水域
- R2 緑視率調査
 -  緑視率調査箇所

資料 34 緑化重点地区（平成・南熊本地区） 緑被率及び緑視率調査

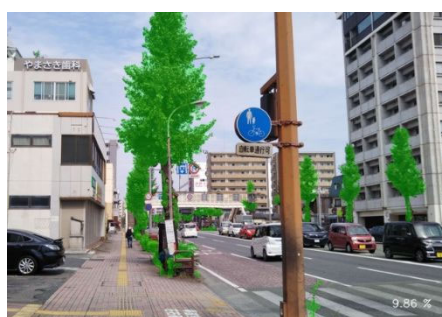
緑化重点地区の地域拠点（平成・南熊本地区）区域と、平成 30 年度（2018 年度）に行った緑被率調査の結果と、令和 2 年度（2020 年度）に行った緑視率調査の調査位置と方向を示します。



資料：熊本市航空写真【平成 29 年度】、熊本市立地適正化計画【平成 28 年度】



緑視率調査（平成・南熊本⑥）



緑視率調査（平成・南熊本⑧）

凡例

..... 地域拠点区域

— 都市機能誘導区域

H30 緑被率調査

■ A: 人工林・自然林・竹林

■ B: 果樹園・野草地

■ C: 水田・畑

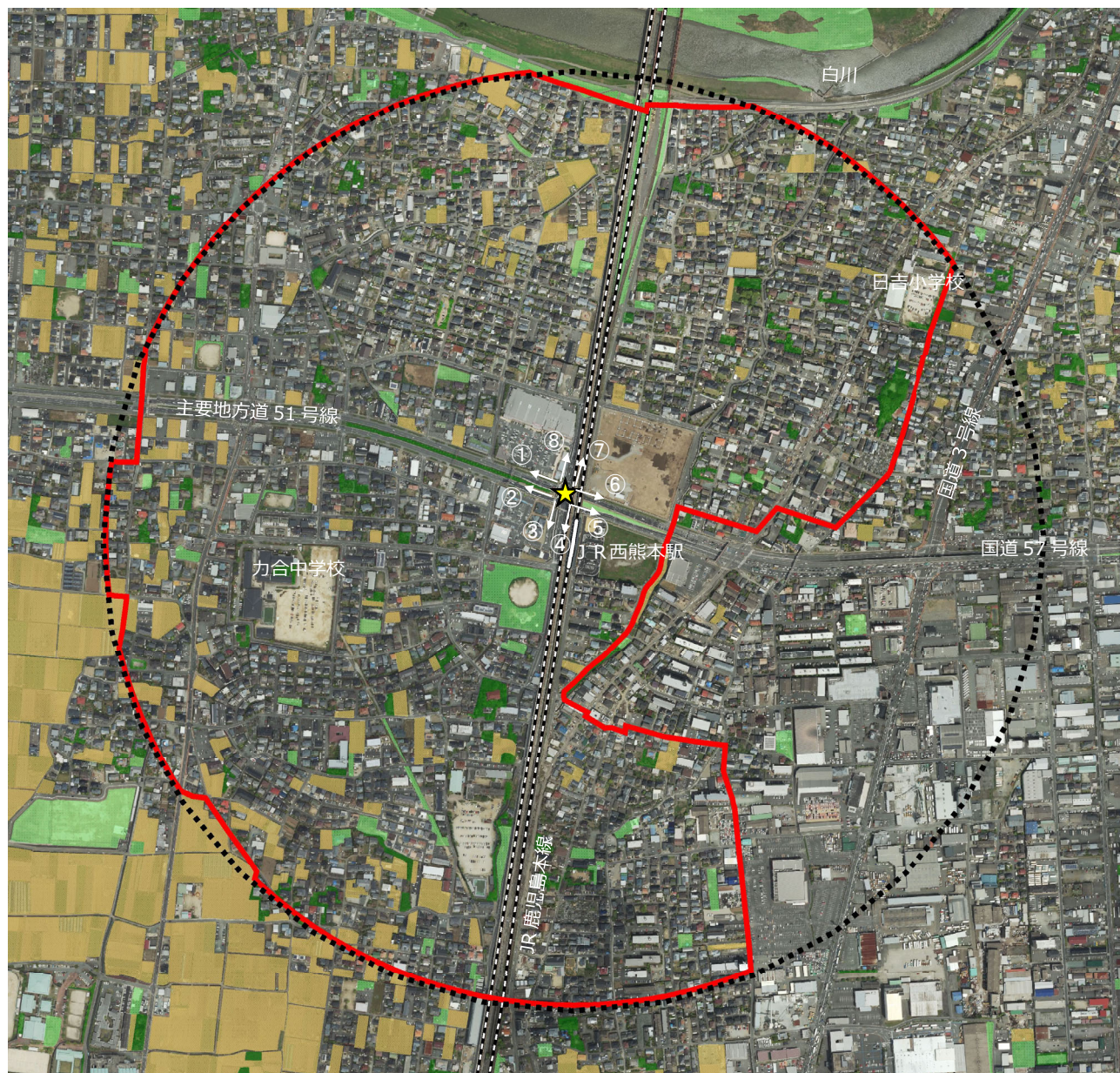
■ D: 裸地・水域

R2 緑視率調査

★ 緑視率調査箇所

資料 35 緑化重点地区（刈草地区） 緑被率及び緑視率調査

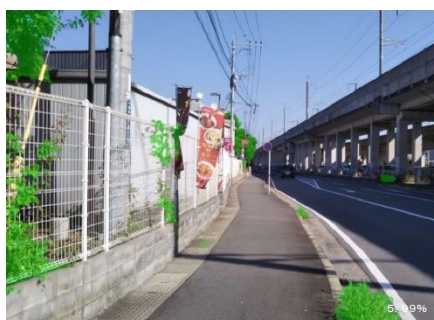
緑化重点地区の地域拠点（刈草地区）区域と、平成 30 年度（2018 年度）に行った緑被率調査の結果と、令和 2 年度（2020 年度）に行った緑視率調査の調査位置と方向を示します。



資料：熊本市航空写真【平成 29 年度】、熊本市立地適正化計画【平成 28 年度】



緑視率調査（刈草①）

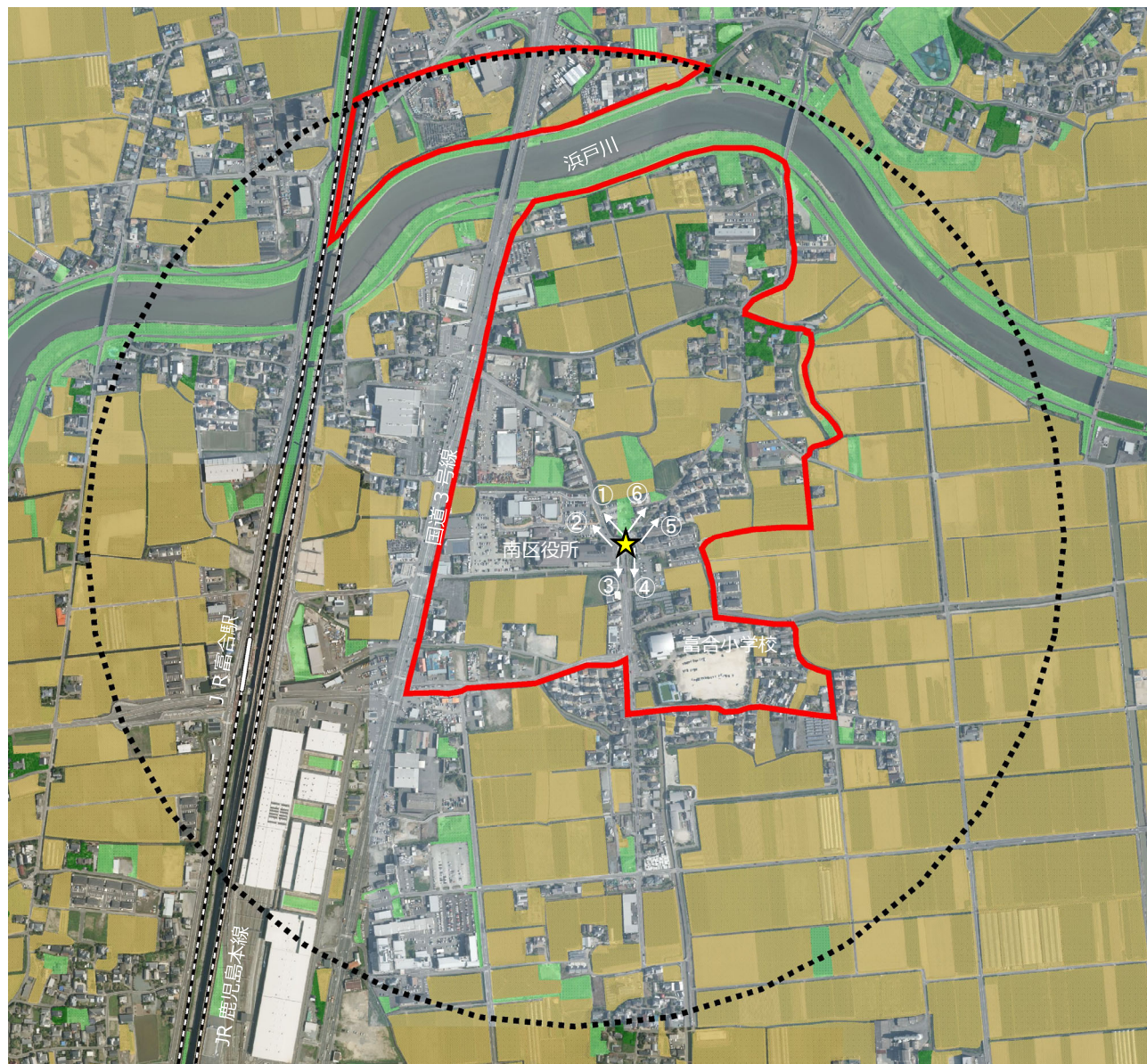


緑視率調査（刈草⑧）

凡例	
.....	地域拠点区域
—	都市機能誘導区域
H30 緑被率調査	
■	A: 人工林・自然林・竹林
■	B: 果樹園・野草地
■	C: 水田・畑
■	D: 裸地・水域
R2 緑視率調査	
★	緑視率調査箇所

資料 36 緑化重点地区（富合地区） 緑被率及び緑視率調査

緑化重点地区の地域拠点（富合地区）区域と、平成 30 年度（2018 年度）に行った緑被率調査の結果と、令和 2 年度（2020 年度）に行った緑視率調査の調査位置と方向を示します。



資料：熊本市航空写真【平成 29 年度】、熊本市立地適正化計画【平成 28 年度】



緑視率調査（富合③）



緑視率調査（富合④）

凡例

..... 地域拠点区域

— 都市機能誘導区域

H30 緑被率調査

■ A: 人工林・自然林・竹林

■ B: 果樹園・野草地

■ C: 水田・畑

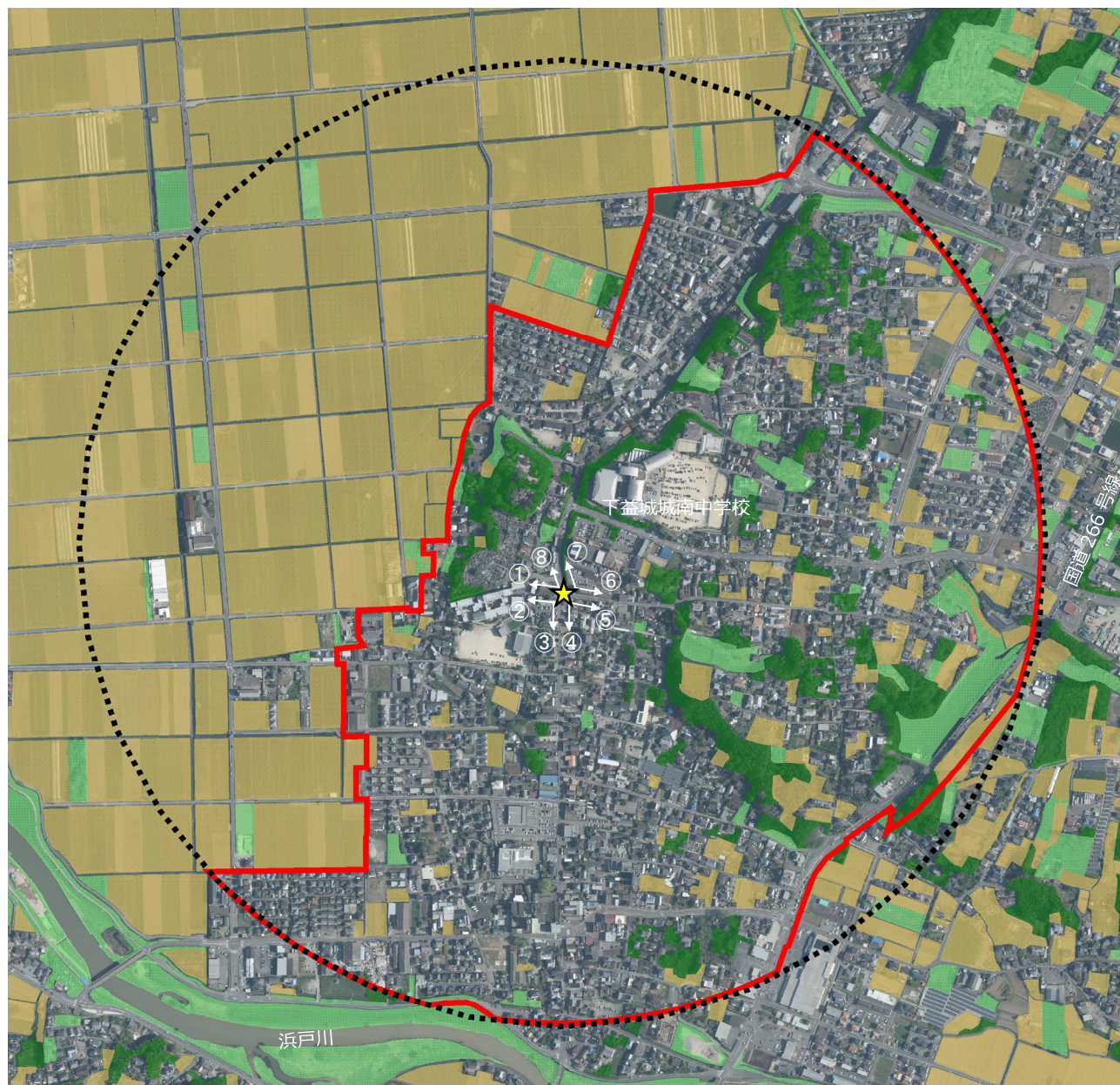
■ D: 裸地・水域

R2 緑視率調査

★ 緑視率調査箇所

資料 37 緑化重点地区（城南地区） 緑被率及び緑視率調査

緑化重点地区の地域拠点（城南地区）区域と、平成 30 年度（2018 年度）に行った緑被率調査の結果と、令和 2 年度（2020 年度）に行った緑視率調査の調査位置と方向を示します。



資料：熊本市航空写真【平成 29 年度】、熊本市立地適正化計画【平成 28 年度】



緑視率調査（城南①）



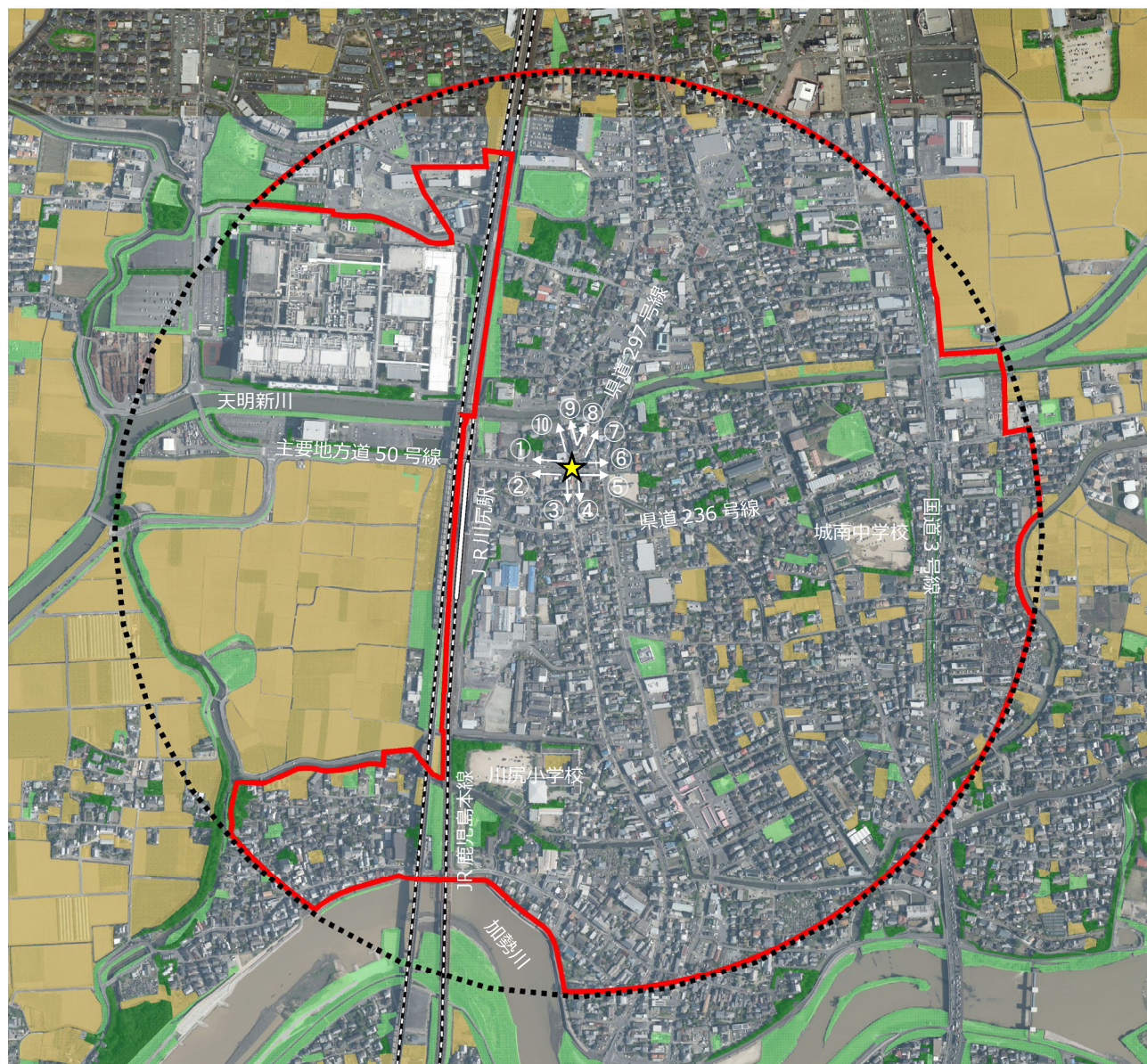
緑視率調査（城南④）

凡例

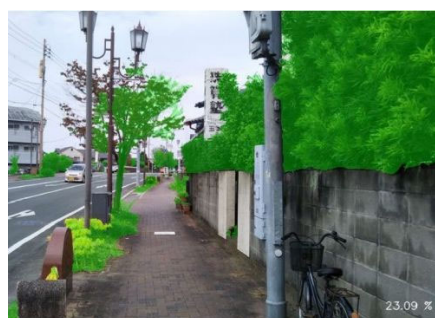
- 地域拠点区域
- 都市機能誘導区域
- H30 緑被率調査
 - A: 人工林・自然林・竹林
 - B: 果樹園・野草地
 - C: 水田・畑
 - D: 裸地・水域
- R2 緑視率調査
 - ★ 緑視率調査箇所

資料 38 緑化重点地区（川尻地区） 緑被率及び緑視率調査

緑化重点地区の地域拠点（川尻地区）区域と、平成 30 年度（2018 年度）に行った緑被率調査の結果と、令和 2 年度（2020 年度）に行った緑視率調査の調査位置と方向を示します。



資料：熊本市航空写真【平成 29 年度】、熊本市立地適正化計画【平成 28 年度】



緑視率調査（川尻⑦）

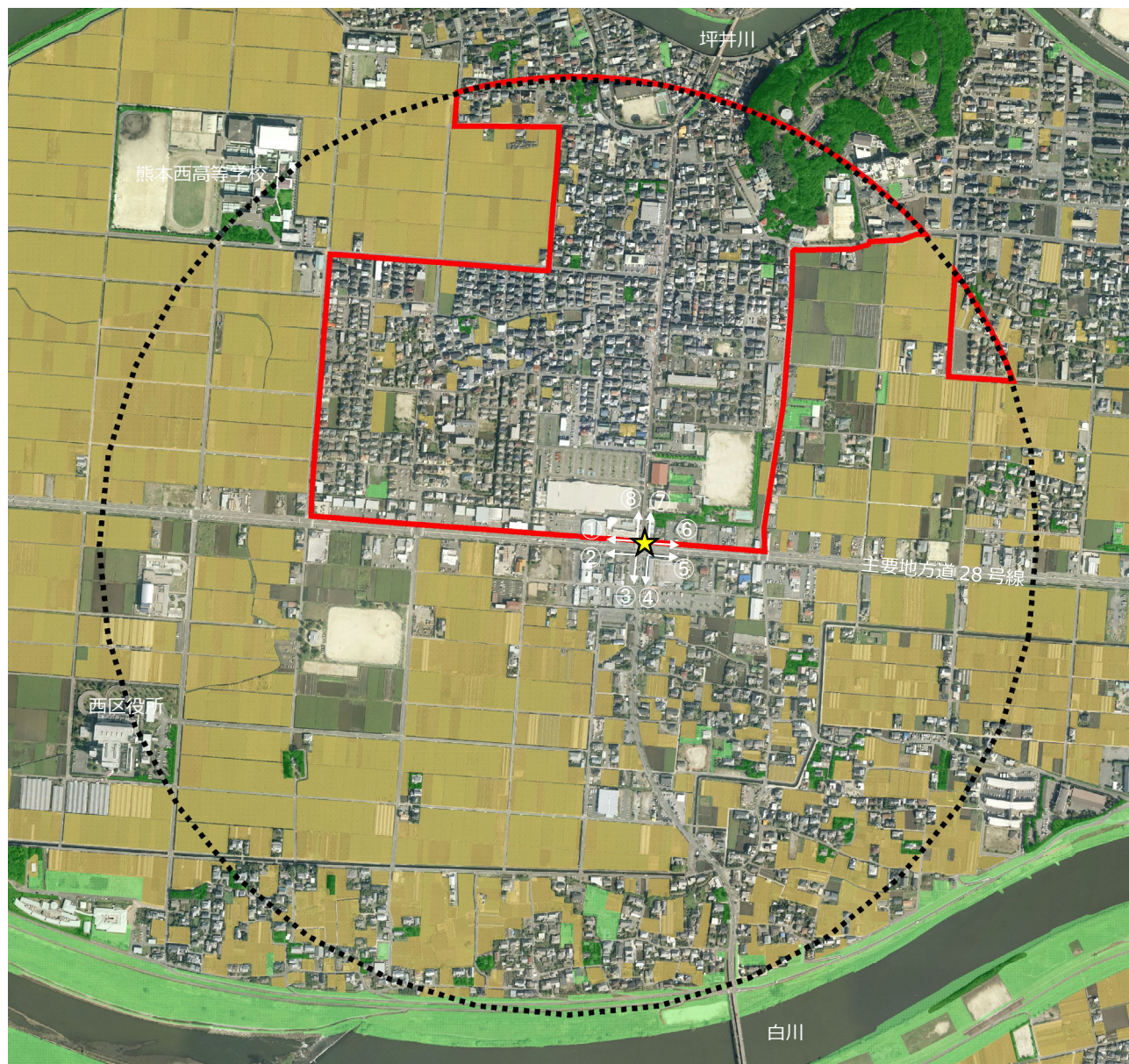


緑視率調査（川尻⑧）

凡例	
.....	地域拠点区域
—	都市機能誘導区域
H30 緑被率調査	
	A: 人工林・自然林・竹林
	B: 果樹園・野草地
	C: 水田・畑
	D: 裸地・水域
R2 緑視率調査	
	★ 緑視率調査箇所

資料 39 緑化重点地区（城山地区） 緑被率及び緑視率調査

緑化重点地区の地域拠点（城山地区）区域と、平成 30 年度（2018 年度）に行った緑被率調査の結果と、令和 2 年度（2020 年度）に行った緑視率調査の調査位置と方向を示します。



資料：熊本市航空写真【平成 29 年度】、熊本市立地適正化計画【平成 28 年度】



緑視率調査（城山③）



緑視率調査（城山④）

凡例	
.....	地域拠点区域
—	都市機能誘導区域
H30 緑被率調査	
	A: 人工林・自然林・竹林
	B: 果樹園・野草地
	C: 水田・畑
	D: 裸地・水域
R2 緑視率調査	
	★ 緑視率調査箇所

資料 40 緑化重点地区（上熊本地区） 緑被率及び緑視率調査

緑化重点地区の地域拠点（上熊本地区）区域と、平成 30 年度（2018 年度）に行った緑被率調査の結果と、令和 2 年度（2020 年度）に行った緑視率調査の調査位置と方向を示します。



資料：熊本市航空写真【平成 29 年度】、熊本市立地適正化計画【平成 28 年度】



緑視率調査（上熊本①）



緑視率調査（上熊本②）

凡例

- 地域拠点区域
- 都市機能誘導区域
- H30 緑被率調査
 - A: 人工林・自然林・竹林
 - B: 果樹園・野草地
 - C: 水田・畑
 - D: 裸地・水域
- R2 緑視率調査
 - ★ 緑視率調査箇所



その他資料

資料 41 緑地の保全、緑化の推進のための制度一覧

緑地の保全や緑化の推進のために、様々な制度があります。各制度の概要を示します。

令和 3 年（2021 年）2 月時点

分類	制度	熊本市で 導入済	概要	指定主体	義務付け、行為の規制	関係法令等	土地所有者のメリット	その他
緑 地 の 保 全	緑地保全地域制度		里地里山など都市近郊の比較的大規模な見地で緑を保全するために都市整備と調和して総体としての緑を維持保全していくことが必要な緑地を保全していく制度。	市町村が都市計画で定める。 10ha以上かつ2以上の区域にわたるものは都道府県。	建築物の新築・改築・増築、木竹の伐採、水面埋立等に対して届出が必要。	都市緑地法 第5条	管理協定制度の併用により、管理の負担を軽減。市民緑地制度の併用により、地域の自然とのふれあいの場として活用。	緑地保全地域の中で特に緑化を保全する地区として特別緑地保全地区を設けることができる。
	特別緑地保全地区制度		都市における自然的環境となる緑地において、建築行為の制限などにより、現状凍結的に保全する制度。樹林地、草地、水沼地などが一体となって自然景観を形成しているもので景観が優れているものや動植物の生息地になっていることなどが条件。	市町村が都市計画で定める。 10ha以上かつ2以上の区域にわたるものは都道府県。	建築物の新築・改築・増築、木竹の伐採、水面埋立等に対して許可が必要。	都市緑地法 第12条	・市民緑地制度の併用により、地域の自然とのふれあいの場として活用。 ・建築許可が下りない場合は行政が買入れを申し出ることができる。 ・優遇税制がある。（固定資産税、相続税）	イメージとしては本市の環境保護地区に近い制度。固定資産税の減免などがあるが、協力が金がない。
	風致地区制度	○	都市における良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定める制度。熊本市では昭和5年に全国に先駆けて導入した。	10ha以上は都道府県、 10ha未満は市町村が都市計画で定める。	建築物等の建設、色彩の変更、植栽計画、木竹の伐採、水面埋立等に対して許可が必要。	都市計画法 第8条 熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例		熊本市では水前寺、江津湖、八景水谷、立田山、本妙寺山、花岡山・万日山、千金甲の7地区。
	環境保護地区制度	○	市街地周辺に残された貴重な緑地や自然環境を保全し、後世に引き継ぐために区域を定める制度。	熊本市が土地所有者の理解と協力を得た上で、環境審議会の承認を受けて保護協定を締結する。	動植物の採取・損傷等の良好な自然環境を損なう行為が規制。工作物の新築、宅地の造成等に対して届出が必要。	熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例	指定交付金及び保護協定協力金の助成	熊本市独自の制度 平成元年～
	生産緑地制度		良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地（市街化区域内の農地）の計画的な保全を図る制度。良好な生活環境の確保に効果があり、500m2以上の面積で農林業の継続が可能なもの。	市町村が都市計画で定める。	建築物等の新築、改築または増築や水面の埋立てまたは干拓に対して市町村長の許可が必要。	生産緑地法 第3条		
	市民緑地契約制度		土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又はみどり法人が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供される。	申請を受けて市町村が認定する。		都市緑地法 第55条	・地方公共団体等が緑地の管理をするので、管理の負担が軽減。 ・優遇税制がある。（固定資産税、相続税） ・一定面積以上場合、緑地の公開に必要な施設の整備が社会資本整備総合交付金の対象。	
	緑地保全・緑化推進法人制度（通称：みどり法人）		地方公共団体以外のN P O法人やまちづくり会社などの団体がみどり法人として緑地の保全や緑化の推進を行う制度。これにより、これらの団体が市民緑地の設置や管理ができる制度	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、その他の非営利法人等が条件で、市区町村長が指定する。		都市緑地法 第69条	・みどり法人が特別緑地保全地区内の土地を買入れる場合、地方自治体が入れるのと同様の優遇措置。 ・土地所有者は市民緑地制度のメリットを受けられる。 ・地方公共団体以外のN P O法人やまちづくり会社などの民間主体が緑地の保全や緑化の推進に広く参加することが可能。	
緑 化 の 推 進	緑化地域制度		都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地に緑化を推進する必要がある地域のこと、定めると大規模な敷地で緑化率の規制を行うことができる制度。	市町村が都市計画（地域地区）で定める。	敷地面積1000m2以上の新築（条例で300m2まで変更可能）で緑化の義務付け。緑化率は面積の25%以上を上限として設定する。	都市緑地法 第34条		横浜市、名古屋市など事例あり。
	市民緑地認定制度		緑地やオープンスペースが不足している地域において、企業が所有する土地、個人所有地、空き地等民有地を有効活用し、民間の力により地域住民の活動の場となる公的な機能を有する緑地空間（オープンスペース）を創出する制度。民間主体が作成した設置管理計画を市町村が認定することで、企業や地域コミュ ニティ等の力を活用して良好な緑地空間を創出する取組を促進する。	みどり法人からの申請を受け市町村長が認定する。	市民緑地設置管理計画の作成。	都市緑地法60条	・固定資産税・都市計画税の軽減 。 ・植栽、ベンチ等の施設整備に対する補助（社交金）。	

用語集

-50 音順-

【Eco-DRR（エコディーアールアール）】

防災・減災など生態系が有する多様な機能を活かして社会の脆弱性を低減することによって、地域の防災・減災機能の強化、生物多様性と生態系サービスの確保を図り、持続的で安全で豊かな自然共生型社会の構築に寄与する概念。

【ICT】

情報・通信に関する技術の総称。Information and Communication Technology の略。

【オープンスペース】

都市における公園・緑地・街路・河川敷・民有地の空き地部分などの、建築物に覆われていない空間の総称。

【環境保護地区】

良好な自然環境を保全するため、「緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、環境審議会の意見を受けて市長が指定する地区のことで、熊本市独自の制度。

【熊本市ふるさとの森基金】

熊本市の良好な自然環境の確保に資するため、設置した基金。平成元年 4 月に設置。

【くまもと緑・景観協働機構】

緑化景観対策に関する助成等により、緑あふれる県土をつくることを主たる目的として設立された団体で、熊本県や市町村、趣旨に賛同した関係団体、NPO などで構成されている。

【グリーンインフラ】

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるという考え方。

【公園維持管理の支援に関する協定】

民間活力の導入により、公園の魅力向上を図るために締結する協定。民間事業者が飲料水の自動販売機を設置し、平常時には公園の除草や清掃といった維持管理業務の一部協力、災害時には自動販売機内の飲料水提供を行う。

【公募設置管理制度（Park-PFI（パークピーエフアイ））】

平成 29 年（2017 年）の都市公園法改正により新たに創設された制度で、飲食店、売店等の公園利用者の利便性向上に資する「公募対象施設」の設置と、当該施設から生じる利益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる「特定公園施設」の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度で、都市公園における民間活力を活かした新たな整備・管理手法。

【子どもたちと地域の未来を考える花と緑のまちづくり全国首長会】

先人たちにより残されてきた自然環境を大切に守り育て、また、子どもたちの心身の健やかな成長と持続可能な地域社会の未来のため花と緑の豊かな環境を次代へ引き継ぐとともに、花と緑にあふれる豊かで魅力的な地域と文化の創造、快適な都市空間の形成、地域社会の活性化を通して、持続可能な社会を実現する輪を全国に展開することを目的とし、全国109自治体により2019年に発足した新しい首長会。

【指定管理者制度】

地方公共団体が設置した公の施設について、事業者等有するノウハウを活用し住民サービスの質の向上を図ることを目的とし、その管理を地方公共団体が指定するものに行わせる制度。

【市電緑のじゅうたんサポーター制度】

ヒートアイランド現象等を緩和し、中心市街地の新たな緑を創出する市電緑のじゅうたんを、事業者、団体、市民と行政が協働して守っていくため、寄付を募り、これを市電緑のじゅうたん事業の経費に充てる制度。サポーターになることで市の観光・文化施設等を利用する際の割引や、市電電停にある芳名板への氏名の記載などの特典がある。

【市民緑地認定制度】

都市緑地法第60条に基づき、民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、当該市民緑地の設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。

【シンボルプロムナード】

花畑地区及び桜町地区に挟まれる市道桜町紺屋今町第1号線の区間とそれに面した民地内のセミパブリック空間と合わせて「人が主役のシンボルプロムナード」と「桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本構想」で位置づけられ、賑わいの創出や回遊性の向上による市民や観光客が歩くことを楽しめる空間。

【森林法第10条の13】

大規模な森林を有する地方公共団体とその下流域に位置する地方公共団体は、相互に森林整備に関する協議の申し入れを行うことができるという内容。

【生物多様性】

生きものたちの豊かな個性のつながりのこと。すべての生物の変異性をいうものであり、「遺伝子（種内）の多様性」、「種（間）の多様性」、「生態系の多様性」という3つのレベルで多様性があるとしている。

【総合設計制度】

一定規模以上の敷地面積を有し、交通・安全・防火・衛生上支障がなく、敷地内に一定割合以上の空地があり、市街地の環境の整備・改善に役立つ建築物に対して、容積率や高さなど建築基準法上の規制を緩和する制度。

【多核連携都市】

地域拠点と中心市街地が、利便性の高い鉄軌道やバスなどの公共交通で結ばれ、地域拠点相互も公共交通や幹線道路で結ばれ、地域生活圏が相互に連携した都市構造。

【地域拠点】

地域生活圏において核となる地区（エリア）であり、主要な鉄軌道駅やバス停から概ね 800m 圏のこと。第 2 次熊本市都市マスタープラン全体構想で 15 箇所設定している。設定地区は、植木地区、北部地区、楠・武蔵ヶ丘地区、八景水谷・清水亀井地区、子飼地区、長嶺地区、水前寺・九品寺地区、健軍地区、平成・南熊本地区、刈草地区、富合地区、城南地区、川尻地区、城山地区、上熊本地区。

【地域制緑地】

一定の土地の区域に対して、法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地。

【地下水かん養域】

山林、水田、畑地、草地等に雨水などが地下浸透しやすく、帯水層に水が供給されやすい地域。熊本市では市の東部・北部地域が該当する。

【中心市街地】

熊本城や市役所周辺から熊本駅に至る約 415ha のこと。（2 期熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）にて定める区域）

【つながりの森づくり補助金】

多様な生き物の生息地・生育地を守る緑のネットワークの形成や災害に強い街並みづくりを目的とし、市民や事業者の方々が住宅や事業所の敷地内に行う樹木の植栽に対する補助金。

【特定工場の新設・増設に関する届出制度】

工場立地法に基づき、敷地面積に対する生産施設の割合の上限や緑地面積の割合の下限などが定められており、工場の新設や増設において届出が義務化された制度。

【特別緑地保全地区】

都市緑地法第 12 条に基づき、都市計画区域内における良好な自然的環境となる緑地において、豊かな緑を継承するため、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。

【都市機能誘導区域】

商業・医療等の日常生活サービス機能を都市の拠点で維持・確保することにより、必要なサービスを受けることができる区域。中心市街地においては、2期熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）に定める区域（約415ha）のこと。地域拠点における都市機能誘導区域は、地域拠点の800m圏内の工業地域を除いた市街化区域内とし、災害リスクが高い地域を除いて設定する。

【都市公園法】

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした法律。

【都市緑地法】

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法や、その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とした法律。

【ふれあい美化ボランティア】

熊本市において市民の皆さんで構成されたグループ、自治会、企業などの団体が、市の道路・河川・公園、町内区域など身近な公共スペースについて市と協定を結び、わが子のように愛情を持って清掃・美化活動などを行うボランティア団体。

【まちなか再生プロジェクト】

老朽化した建物の建替えを促進し、耐震性、防火性を向上させ、また、空地を生み出すことで、災害時の避難・活動空間を確保し、まちの防災力向上を図る熊本市のプロジェクト（令和2年（2020年）4月）。

【まちの広場】

地域における交流等の場として「まちの広場設置要綱」に基づき設置する広場のこと。

無償で土地を貸すことに同意された土地について、熊本市が地権者と土地使用賃借契約書（無償）を締結する。整地や外柵等を市が設置し、除草等日常の維持管理は地域で行う。

【緑の少年団】

次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体。

【緑の募金】

平成7年に戦後50年を契機として制定された「緑の募金法」において行われる募金運動。「緑の募金」を通じたボランティアによる森林づくりは、国内はもとより国外でも地球規模で進められている。

【緑化地域制度】

都市緑地法第 34 条に基づき、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域について、市町村が都市計画に緑化地域を定めることができる制度。一定規模以上の敷地で、建築物の新築や増築を行う場合に、緑化率の最低限度の規制を行うものである。緑化率とは、敷地面積に対する緑化施設の面積の割合である。

【緑地協定】

都市緑地法第 45 条・54 条に基づき、都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地において、街を良好な環境にするため、土地所有者等の全員の合意により緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。

【緑地保全地域】

都市緑地法第 5 条に基づき、都市計画区域又は準都市計画区域内において、都市整備と調和しつつ、広域な見地から緑地を保全するため、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。

【緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度】

都市緑地法第 69 条に基づき、地方公共団体以外の N P O 法人やまちづくり会社などの団体が通称「みどり法人」として緑地の保全や緑化の推進を行う制度。

【レインガーデン（雨水浸透緑地帯）】

降雨時に雨水を一時的に貯留し、時間をかけて地下へ浸透させる透水型の植栽スペース。流出先の負荷を軽減するとともに、水質浄化を図り、地下水の涵養を促進。蒸発散による温熱環境の改善など、ヒートアイランド対策としても有効。

＜熊本市緑の基本計画改定経過＞

期日（期間）	内容
令和2年（2020年）1月30日	第1回 緑の基本計画改定作業部会 ・基本計画改定の概要等について
令和2年（2020年）2月4日	第1回 緑の基本計画改定庁内連絡会議 ・基本計画改定の概要等について
令和2年（2020年）3月23日	第1回 緑の基本計画改定委員会（書面会議） ・基本計画改定の概要等について
令和2年（2020年）5月22日	第2回 緑の基本計画改定作業部会 ・計画策定の趣旨、緑の役割、熊本市の緑の現状等について
令和2年（2020年）6月1日	第2回 緑の基本計画改定庁内連絡会議 ・計画策定の趣旨、緑の役割、熊本市の緑の現状等について
令和2年（2020年）6月22日	第2回 熊本市緑の基本計画改定委員会 ・計画策定の趣旨、緑の役割、熊本市の緑の現状等について
令和2年（2020年）7月2日～ 令和2年（2020年）7月16日	市民意識アンケート（郵送）実施
令和2年（2020年）7月2日～ 令和2年（2020年）7月31日	市民意識アンケート（Web）実施
令和2年（2020年）8月4日	第3回 緑の基本計画改定作業部会 ・骨子案、施策体系案について
令和2年（2020年）8月11日	第3回 緑の基本計画改定庁内連絡会議 ・骨子案について
令和2年（2020年）8月27日	第3回 熊本市緑の基本計画改定委員会 ・骨子案、施策体系案について
令和2年（2020年）10月28日	第4回 緑の基本計画改定作業部会 ・素案について
令和2年（2020年）11月4日	第4回 緑の基本計画改定庁内連絡会議 ・素案について
令和2年（2020年）11月27日	第4回 熊本市緑の基本計画改定委員会 ・素案について
令和2年（2020年）12月23日～ 令和3年（2021年）1月22日	パブリックコメント実施
令和3年（2021年）2月10日	第5回 熊本市緑の基本計画改定作業部会及び庁内連絡会議（書面会議） ・素案及びパブリックコメントについて
令和3年（2021年）2月15日	第5回 熊本市緑の基本計画改定委員会 ・素案及びパブリックコメントについて
令和2年（2021年）2月24日～ 令和3年（2021年）3月25日	パブリックコメントの結果公表

＜熊本市緑の基本計画改定に関する庁内連絡会議関係課（18 課）＞

政策企画課 財政課 中央区役所総務企画課 東区役所総務企画課
 西区役所総務企画課 南区役所総務企画課 北区役所総務企画課
 健康づくり推進課 都市政策課 公園課 河川課 都市整備景観課
 道路整備課 農業政策課 指導課 環境政策課 水保全課 環境共生課

熊本市緑の基本計画改定に関する庁内連絡会議運営要綱

＜熊本市緑の基本計画改定委員会名簿＞

50 音順

専門分野	氏名	所属等
＜樹木医＞	伊東 麗子	日本樹木医学会熊本県支部
＜緑の少年団＞	岩佐 弘子	熊本市緑の少年団連盟会長、 熊本市地球温暖化防止活動推進員
委員長		
＜生物多様性＞	内野 明德	熊本大学名誉教授、 熊本市生物多様性推進会議委員長
＜公園愛護会＞	大川 洋次郎	熊本市公園愛護会連合会会長
＜学校緑化＞	河上 強	熊本市学校環境緑化コンクール審査委員
＜SDGs＞	澤 克彦	一般社団法人九州環境地域づくり代表理事 九州環境パートナーシップオフィス業務責任者
副委員長		
＜景観、土木計画＞	田中 尚人	熊本大学熊本創生推進機構准教授
＜市民公募＞	福西 江玲奈	市民公募委員
＜都市計画＞	蓑茂 壽太郎	東京農業大学名誉教授、 熊本県立大学客員教授、 熊本市都市政策研究所所長
＜緑地環境管理＞	柳井 重人	千葉大学大学院園芸学研究科准教授

令和 2 年(2020 年)3 月 23 日～令和 3 年(2020 年)3 月 31 日

熊本市緑の基本計画改定



持続可能な「森の都」の実現
熊本市緑の基本計画

平成17年3月策定

第1回改定 令和3年3月

発行日	令和3年(2021年)3月
編集・発行者	熊本市 環境局環境推進部 環境共生課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1-1 電話 096-328-2352 E-mail kankyokyousei@city.kumamoto.lg.jp

